

歴史から見たドイツ市民社会と市民参加

Tsuji, Hidetaka / 辻, 英史

(出版者 / Publisher)

法政大学公共政策研究科『公共政策志林』編集委員会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

公共政策志林 / 公共政策志林

(巻 / Volume)

2

(開始ページ / Start Page)

117

(終了ページ / End Page)

130

(発行年 / Year)

2014-03-24

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00012096>

〈寄稿論文：特集まちづくり都市政策セミナー第3分科会〉

歴史から見たドイツ市民社会と市民参加

辻 英 史

要旨

ドイツでは2000年代以降、市民参加を拡大する試みが続けられている。参加政策と総称されるこの試みは、市民の行政参加やボランティア活動を促進するため、法的条件整備だけでなく政治文化や社会福祉制度、国家の役割にいたるまで全面的に改革しようとするものである。本稿は、このようなドイツの現状を踏まえて、ドイツの市民参加がどのようなものであったのか、その実態を歴史をさかのぼって検証することで、現代の参加政策の立ち位置を探ろうとするものである。

19世紀におけるドイツの市民参加は市民層を中心とし、社会福祉領域に中心があった。民間では社会改良主義的な関心の強い民間福祉団体が活躍し、都市自治体ではエルバーフェルト制度の名で知られる名誉職官吏による公的救貧事業が盛んにおこなわれた。このような市民参加の「古典主義時代」は、第1次世界大戦前後を境に大きな変化を遂げた。より教育と訓練を受けた専門職の比重が高まり、各民間団体や自治体は国家の社会福祉システムのなかに組み込まれる傾向が強まった。こうして市民参加の専門職化と組織化を特徴とする社会国家と呼ばれる社会福祉体制が形成され、その後のナチ期や戦後の西ドイツにおいても基本的に維持されてきた。

1960年代から70年代にかけて、西ドイツでは新しい市民参加のスタイルが出現した。それは1968年に頂点を迎えた学生運動をはじめとする対抗文化や政治的批判運動の時期を経て、1970年代には、新しい社会運動と呼ばれる平和・環境・ジェンダーなどの問題を扱うオルタナティブな志向を持つ市民グループが叢生した。このような「参加革命」と呼ばれる現象により、1980年代以降草の根民主主義型の政治文化が社会のなかに広まっていった。

このような歴史的概観から見ると、現代ドイツの参加政策は20世紀初めから続いてきた社会国家型の市民参加のあり方を改め、1970年代以降の新しい社会運動に見られるような現状批判的・改革主義的なエネルギーを公的な領域に吸い上げることを目指していると考えられる。その試みの歴史的な評価はなお今後の課題である。

1. 市民社会と市民参加への関心の高まり

ドイツでは2000年頃から市民社会をめぐる議論が盛んとなってきた。1996年、政権与党であったキリスト教民主・社会同盟および自由民主党が連邦議会でおこなったボランティアに関する合同質問をきっかけに、2000年に各政党の代表と専門家からなるア

ンケート委員会「市民参加の未来」が連邦議会内に設置された。2002年に発表されたこの委員会の最終報告書（Enquete-Kommission 2002）によって、それまであまり注目されてこなかった市民社会 *Zivilgesellschaft/Bürgergesellschaft* という概念は、一気にドイツの国家と社会の改革をめぐる議論の中心へと据えられることになった。

ドイツの市民社会に関する議論の中心にあるのは、アンケート委員会の名称にもなっている「市民参加 *Bürgerschaftliches Engagement*」ないし「自発的参加 *Freiwilliges Engagement*」という考え方である。同委員会の報告書は、市民参加を自発的で、物質的な利益の獲得を直接的にはめざすものではなく、公共の福利を志向し、公的空間においておこなわれる共同作業、と定義した (Enquete-Kommission 2002: 38-40)。これは単に第三セクターの活動を拡大するというだけにとどまらない。報告書が提言したのは、公的な領域において市民がより大きな行動の可能性と影響力を有するように社会を改革することであり、そのためにドイツの政治文化や社会福祉制度、国家の役割にいたるまで全面的に改革することであった (Olk/ Klein 2009: 23)。市民参加の持つ機能は、社会関係資本を作り出すことで民主主義を強化すること、社会への帰属意識を高めることで社会統合を確保・維持すること、市民的な価値規範を創出し、またそれに即した行動様式を作り出すこと、社会福祉のサービス提供など社会政策上の課題の遂行、さらには一定程度の雇用の創出にまでおよぶとされた (Wissenschaftszentrum Berlin für Sozialforschung 2009: 16-19)。

この市民社会論の隆盛は、1998年に誕生したシュレーダー政権のもとで経済が低迷し失業者が激増するなかで、社会国家と呼ばれる社会福祉体制の転換が掲げられ、グローバル化の動きに対応してドイツ社会を改革し、もう一度活気と国際的競争力を取り戻そうとする動きを背景にしていた。各政党はこぞって市民社会の推進をその綱領に取り入れた (Klein/Olk/Hartnuß 2009: 35-39)。市民社会は「国家活動の病的な肥大に対する治療薬」と見なされたのである (Adloff 2005: 13)。

したがって市民社会の実現に向け国家が主導的な役割を果たすのではなく、あくまでその役割は「補完性原則 *Subsidiaritätsprinzip*」にのっとり「励まし *ermuntern*」すなわち市民参加を「可能にする *ermöglichen*」ための諸条件の整備にあるとされている。こうした政策は「参加政策 *Engagementpolitik*」という名で呼ばれている (Olk/

Klein/Hartnuß 2010)。

これらのドイツの市民社会や市民参加をめぐる動きは、ほぼ時期を同じくして日本でも同様な議論がおこなわれていることから、注目すべき事例として日本でも紹介されている (坪郷 2007)。たしかに両者の議論には共通する論点も見られるが、当然のことながらドイツの議論はその政治や社会の情勢を前提にしており、両者の文脈の違いをしっかりと見極める必要があるだろう。

ひとつは、市民社会論のもつ政治性の問題である。参加政策とは、端的に言えば、政策的な手段によって働きかけて市民の自発的な参加を意図的に作り出そうとするものであり、それ自体きわめて政治的な性格を持つものである。そして、参加政策によって具体的にどのような社会をつくっていくのかについても、そもそも市民社会の定義そのものについても、ドイツでの議論は収斂していない。市民社会概念を実証的な分析概念として用いる場合と、理念的な将来のあるべき姿として用いる場合があり、混乱が見られる。現状ではむしろ後者の、社会の理想像としての市民社会をめぐる規範的な論争となっているように見える (Schubert/Fraune 2012: 9)。

第二に、こうした市民社会概念の規範性と政治性に関連して、ドイツの市民社会が歴史的に構築されてきたものであることも、良く認識する必要がある。しかしながらこのことはドイツでの議論では、ユルゲン・コッカのような著名な歴史研究者もそこには加わっているとはいえ、十分な考慮が常に払われているとは言えない。ドイツにおける市民社会の歴史は、政治的な論争の中で論者のその都度の意図のもと動員されている。そこには主として二通りのロジックを見出すことができる。ひとつは、市民社会の過去から現在までの連続性に注目し、啓蒙主義から現代まで長い発展の系譜を描こうとするものである。ユルゲン・コッカもこの解釈に立っており、彼によれば市民社会とは19世紀に出現した市民層を担い手とする社会モデルである。この、「自由で成熟した市民たち (シトワイヤン) から構成される近代的で世俗化された社会」を目標とするプログラムは、現代に至るまで断絶を挟みつつも普及し、次第

に現実化していく (Kocka 2008: 5)。

これに対し、不連続性を強調する見方がある。こうした議論においては歴史的前提はそもそも言及されず、ドイツ市民社会は第2次世界大戦後の西ドイツや、1990年のドイツ再統一後になってはじめて出現するかのように扱われる。これは市民社会を行動論理 Handlungslogik として理解しようとする議論に往々にして見られる現象で、そこでは市民社会は「市民的な civic」行動すなわち民主主義を実践し強化する活動がおこなわれている場として定義され、したがって民主主義的要素が不十分であったり、独裁権力が存在したような時代の社会は考慮されない (Gosewinkel 2003: 4)。このように、政治性を帯びた市民社会論においては、市民社会の歴史は顧みられなかったり、自説の根拠としてのみ動員され、恣意的な解釈がされる場合があり得ることは念頭に置かねばならない。

ドイツの市民社会は歴史上どのようなものであり、どのように変化したのか。そこではどのような市民参加がおこなわれていたのか、こうした長期的な歴史的発展の分析を踏まえてこそ、現代ドイツの議論はよりよく理解できるであろう。本稿では、ドイツにおける市民社会の発展の歴史をすべて通観することは紙数の関係上不可能であるので、いくつかの主要な時期を取り上げて、とくに市民参加の様相に注目してその特徴を観察することで、ドイツにおける「参加政策」の歴史的位相を探りたい。

2. 19世紀——市民参加の「古典主義時代」

ドイツにおいて「市民社会」が社会的現実となるのは19世紀からである。その担い手が市民層 Bürgertum であった。市民層とは、商工業に従事する有産者である経済市民層と、専門職や自由業を生業とする教養市民層を中心とする社会集団で、独自の文化・生活習慣や価値規範を共有していた。これを市民性 Bürgerlichkeit という (Kocka 1987: 43-44)。

市民層の活動の中心は都市にあった。18世紀の後半から徐々に形成が進んできた市民層であったが、

19世紀を迎えて都市社会の政治的・経済的・社会的ヘゲモニーを掌握し、その影響力は次第に拡大して全社会におよんだ。このかぎりでは19世紀のドイツ社会そのものについて市民社会 Bürgerliche Gesellschaft の名称が用いられてきた。

この市民層の社会ともいべき19世紀型市民社会が、現代ドイツで議論されている市民社会と共有している要素のひとつが、まさに市民参加の形態である。先に紹介したアンケート委員会の定義のような現代における市民参加の特徴は、ほとんどそのまま19世紀において見出すことができる。その意味で19世紀は市民参加のいわば「古典主義時代」といえることができる。まず取り上げるべき市民参加の形態のひとつが、フェアアイン Verein と呼ばれるボランティアな協会の存在である。これは市民層の間で18世紀から盛んになっていたが、19世紀を迎えて全面的に開花した。これらの協会は自発的に都市ごと地域ごとにつくられ広まったほか、全国団体を結成してネットワークを構築する傾向も強かった。内部の構造は成員間の対等が特長で、中には階級横断的な構成を持つものもあった (Dann 1987)。

とくに体操・合唱・射撃に代表される文化的なフェアアインは19世紀の前半には政治的な機能も併せ持って重要な役割を果たし、中には現在も存続している協会もある。ドイツの研究が強調するのは、19世紀においてそうした市民層の文化・余暇活動の組織化が進展したことだけではなく、公益的な性格や目標を持つ活動が盛んにおこなわれたことである。市民層の考えでは、国家レベルの政治原則は利益政治であり、さまざまな党派が自らの利益をひたすらに追求するものであるが、それに対して都市レベルでは地域社会の共通の繁栄という目標のために各々が私益を捨てて連帯し、公共の福利 Gemeinwohl を追求するべきであるとされた (Pohl 1995: 102-103)。

こうした考えに立って、都市社会の社会問題の解決をめざす社会改良運動と総称される多種多様なフェアアインが19世紀後半から増加し、とくに労働者や下層民の生活環境の改善や都市の住環境の改良に貢献した。なかでも、ヴェーバーやシュモラー、

ブレンターノといった著名な学者や、国家・自治体の官僚が大勢参加し、社会問題の調査や政策提言などシンクタンク的役割を果たした社会政策学会 Verein für Socialpolitik は有名である（辻 2012：106-107）。こうした大規模な組織だけでなく、実践活動をおこなう民間福祉団体 Freie Wohlfahrtsverbände も数多く作られ、活動した。こちらは会員の醸出する資金や自治体からの補助により、近隣の貧困家庭の救助に任ずるもので、規模は数名から数百名におよぶものまであり、また設立の背景も宗教的なものから、高位の貴族や王族の発意になるもの、あるいは自治体の肝いりで結成されるもの、ボランティアな有志の集まりが発展したものなど千差万別であった。ここには市民女性の参加が多く見られた。

19世紀の市民社会におけるもう一つの重要な市民参加の形態が、都市自治における名誉職 Ehrenamt であった。これは市民を無給のボランティアとして都市行政に採用するものである。19世紀の後半にいたって専門職の自治体官吏は次第に増加するが、それでもかなりの部分が名誉職によって担われていた。1903年のドレスデン市では各種の行政分野に採用されている名誉職は2846名を数える（Heinze 1905: 111）。1906/7年のプロイセンの統計では同国内の111都市の専門職官吏数46842人に対し名誉職官吏は37334人である（Silbergleit 1908: 3-5, 182-5）。名誉職行政の規模は19世紀を通じて拡大し続けたのである。

名誉職がとくに大規模に採用されたのは救貧行政においてであった。1853年にドイツ西部の都市エルバーフェルトで開始されたシステムは19世紀末から20世紀初頭にかけてさまざまな亜種を産み出しつつドイツ全土の都市に広がった。大都市ではその規模は数千人に達するところもあった。このエルバーフェルト制度では、市民は救貧委員として受け持ちの地区に住む貧困家庭を定期的に訪問し、その生活に必要な援助の内容や額・期間を決定し、市が財源を提供するそれらの援助の支給を自らの手でおこなうほか、生活全般のアドヴァイスもおこなっていた（Sachße/Tennstedt 1988: 23-24）。

地域レベルではフェアアインの活動と名誉職の活動はしばしば交差した。とくに福祉の領域においては、名誉職を多用する自治体の公的救貧事業と民間福祉団体は、人的にオーバーラップしている場合が多く、連携して事業をおこなう場合も多く見られる。ただし、公的救貧事業は、その介入の条件として、まず援助をおこなうべきは貧民の家族・親族であり、その次に民間福祉団体が出動し、それでも十分な援助がおこなえない場合のみ公的機関が介入するという原則を立てていた。当時はこれを補完性原則 Subsidiaritätsprinzip と呼んでいた。全国レベルでは、自治体救貧行政の代表者、各種の民間団体代表、そして官僚や学者やジャーナリストら個人会員からなるドイツ公的救貧・民間福祉協会 Deutscher Verein für öffentliche Armenpflege und private Wohltätigkeit が1880年に結成され、社会福祉のあらゆる分野の意見・情報交換をおこなう場として機能した。その後ドイツ公共民間扶助協会 Deutscher Verein für öffentliche und private Fürsorge と名称を変えて、現在も活動している（Sachße/Tennstedt 1988: 24）。

三つめの参加の形態としてシュティフトゥング Stiftung がある。これは一般には財団と訳され、市民たちから委託された資金を運用してさまざまな公益的活動をおこなう団体である。前近代に起源を持つものも多く、その活動範囲も地域的なものから国家的広がりを持つものまでたいへんに幅広いが、上記二つの形態のように直接的な市民の活動参加の組織ではないので、本稿ではこれ以上触れないことにする。

以上のような19世紀市民社会における市民層の自発的公的活動の諸形態は大変印象的なものであり、現代の市民参加の先駆としての評価も可能であろう。しかし、そこには単純に現代の市民参加と比較する上では多くの相違点と限定があることは見逃せない。

まず、市民層は当時の社会のなかで比較的サイズの小さな集団であり、その家族を含めて人口の10%程度を占めているに過ぎなかった。また彼らの活動の舞台となった都市は、当時急速に成長したとはい

え、20世紀初めの時点では現在の基準から見ればまだまだ小さく、1910年に人口20万人以上の都市はドイツ帝国領内に23しかなかった(Reulecke 1985: 203)。このように規模の小さい都市社会においては市民相互の人的交流と連携は密であり、それがフェアアイン結成や自治体の名誉職への就任を促進した。当時の市民社会の活動は、こうした社会関係資本の蓄積を可能にするような、見通しのきく社会のなかでこそ可能であった。

第二に、国家との関係性である。19世紀前半の市民層は政治的には自由主義的であり、「国家からの自由 *Freiheit vom Staat*」を標榜して国家活動の経済や私的領域への介入には断固反対であったうえ、先に述べたように都市自治体を公共の福利という国家とは違う政治原理のもとに捉えていた。しかし、まさしく市民層のそうした自立的・公益志向的なあり方そのものが、国家による保護育成の産物であった。ドイツの近代的な自治制度は、1808年のプロイセン王国都市法をもってその嚆矢とするが、その成立はナポレオン戦争におけるプロイセンの敗戦を背景にしており、法制定を主導した大臣シュタインらの考えは、市民たちに公的な事柄への参加をある程度認めることで、公共心を喚起し、それによって国家そのものに利益をもたらすことにあった。シュタインは「国民を公的な事務行政に一切参加させないで締めだすことは共同体精神 *Gemeingeist* を窒息させる。国民にあらゆる参与を許さないとき、無気力 *Mißmut* と意気阻喪 *Unwille* が生じる」と語っている(Stein 1937: 524)。

19世紀を通じてドイツ帝国には統一的な地方自治制度は存在しなかったが、いずれのラントにおいても市民層は都市における自治権を特権として国家から認められていた。選挙権・被選挙権に加えて都市行政をおこなう権利すなわち名誉職は、そうした特権のひとつであり、まさに「名誉」の職だったのである。こうした権利を持つのは成人の男性市民で、ある程度の財産を保有する者だけであり、女性は排除されていた。また名誉職就任は義務であり、特段の理由なくして辞退することは許されていなかった。このように19世紀の市民参加は下からの自発的

運動である側面とともに、国家にとって有益な能動的な市民を作り出すための道具としての性格をも合わせ持っていたのである。

第三に、市民層の共有する価値規範は、階級的・ジェンダー的な差別意識を反映していた。市民層の有していた模範的人間像は、他者に依存することなく生活でき、自立した判断のもと行動できる個人というものであり、ここから節制・勤勉・慎ましやかといった道徳が導き出されていた。彼らは女性や貧民にはこうした能力が欠けていると考えた。また民的規範から逸脱した者すなわち怠惰や放縦ゆえに自己責任で貧困状態に陥った者は「恥を知らない貧民 *unverschämte Armen*」とされ、市民たちは公的救貧行政や民間福祉団体の活動を通じて、こうした貧民を馴致・規律化し、市民社会に再統合することを意図していたのである。また、このような道徳的規律化の役割は、市民男性こそが担うべきであると考えられた。女性は理性が弱く、感情的であるが故に公的な役職にある者にふさわしい冷静な判断ができない。これが公的な名誉救貧委員の職から市民女性たちが排除された理由であった。これは、有徳者による政治という「シビック・リパブリカニズム」とよく似た思考である。市民女性の救貧委員への登用は、彼女たちの民間福祉団体での活躍を足がかりに、20世紀初頭になると女性解放運動の粘り強い努力のもとにわずかずつ進展したのであった(Schröder 2001: 115-161)。

3. 組織化された市民参加——ヴァイマル期から第二次大戦後まで

ドイツの市民社会は19世紀の末から20世紀初頭にかけて大きな変化を経験する。19世紀において市民層の間で活発に見られた市民参加の形態も必然的に変容を余儀なくされた。第一次世界大戦後のヴァイマル共和国時代になるとその傾向は一層はっきりしていく。

とくに市民層を中心に市民参加の条件は激変した。大戦後には政治参加権が飛躍的に拡大され、都市自治体にも男女普通選挙が導入されたほか、名誉

職への任命も男性市民だけの特権的専有物ではなくなった。また経済的には、戦中の損失や疲弊に加えて戦後のハイパー・インフレーションは有産者たる市民層の生活を不安定なものにした。さらに労働の形態も戦後になるとホワイトカラーが増加し、それまで多かった自営業者や金利生活者などと比べて日常生活に時間的に余裕が少なくなった。こうした政治的・経済的・社会的変化の結果、それまで市民参加の中心であった市民男性がその重要性を低下させ、代わって新たな担い手として女性や労働者階層が加わってきた。

このように市民参加が以前より多様化した一方で、フェアアインなど各市民活動の内部で政治的な路線対立を生じるようになった。その例として、大戦前は市民層の青少年を中心に活発におこなわれていた青年運動を挙げることができるだろう。これは20世紀初頭に学生・生徒の徒歩旅行をおこなうヴァンダーフォーゲルとして始まり、大戦前には多くの青年団体の緩やかな連合体として自由ドイツ青年Freideutsche Jugendが結成されていた。しかし大戦後になるとこれらの青年団体は共産主義・社会主義からナショナリズム・人種主義に至るまで左右の幅広い分派を形成し、その思想や目標に大きなズレが生じるようになる。そして、ヴァイマル時代を通じて旧市民層系の「ブント」と総称された諸団体相互ですら全体の大同団結はついに達成できなかったのである（田村 1996：240-244）。

また、大戦をきっかけに、それまで市民層の援助をうけ規律化される側だった社会的弱者が、自らのイニシアティブで当事者団体を結成し活動するという新しいタイプのフェアアインも盛んになった。労働者たちの自助的な福祉団体として1919年に結成された労働者福祉団 Arbeiterwohlfahrt が特に重要であるが、そのほかにも身体障害者や年金受給者らはそれぞれ団体を結成して、共助をおこなったり、自らの処遇の改善を訴える動きを見せるようになった。たとえば、戦争によって障害を負った元兵士たちは140万人にのぼったが、彼らは各政治勢力の路線に対応する7つの団体を結成して活動した（北村 2008：158-160）。

このようにヴァイマル時代は市民参加の多様化とともにその政治化が進展したが、この時期にはそれまで重要な市民の公益的な活動の領域であった社会福祉領域が大きく再編された。大戦により社会福祉の範囲は劇的に拡大した。大戦中は出征兵士や傷痍軍人の家族を対象とした戦時福祉体制が構築された。戦後は、まず800万人に達する復員兵士やすでに述べたような戦争障害者の再就職をはじめとする社会への再統合という問題、さらに大戦前後の経済事情の悪化により生活を困窮させた年金受給者の救済、同じように戦争の影響で家庭での対応が困難となった青少年の養育・教育の問題、そして食糧事情の悪化や疫病の流行への対策、そして戦争中ほとんどなされなかった住宅供給などを含む国民の生活環境の維持改善も緊急の課題であった。こうした新しい社会福祉の分野は、旧来からの救貧事業と併存する形で、自治体とそれに協力する民間福祉団体によって担われた。国家は新しい分野ごとに特別法を制定する方法でこうした動きを支援した（Sachße/Tennstedt 1988: 88-142）。

同時に、社会福祉をおこなう民間団体の内部では、メンバーの構成が大きく変わった。相変わらず女性の参加が目立ってはいたが、上に述べたような社会情勢の変化により大戦後は市民層からはボランティアのなり手が少なくなった。代わりに参加するようになった下層の出身者は、公的な市民参加を自らの義務と心得るのではなく、むしろ社会福祉を職業として選択し、専門的な知識や教育を身につけた人々であった。急激に規模を増大させ、かつ内容を複雑化させた福祉事業を効率よく遂行するためにも、以前のようなボランティアな名誉職ではなく専門教育を受けた専門職が求められるようになっていた。女性に福祉専門職としての教育をおこなう学校や組織も整備され、こうして名誉職から専門職への移行が始まる（Sachße 1986: 250-304）。

一方で、小規模な民間福祉団体にとって市民層は人材の供給源であるとともに寄付や会費の形で資金を提供してもいたため、市民層の関心と参加の減少はその活動への制約となった。これに対応するため民間福祉団体のあいだでは、その所属する系列ごと

に全国組織結成の動きが強まる。プロテスタント系の国内伝道団中央委員会 Zentralausschuss für die Innere Mission (1848年設立), カトリック系のカリタス連盟 Caritasverband (1897年設立), ドイツ・ユダヤ人福祉中央センター Zentralwohlfahrtsstelle der Deutschen Juden (1917年設立), そしてすでに述べた労働者福祉団 Arbeiterwohlfahrt など, いずれもすでに19世紀から始まっていたが, この時代その規模を大きく拡大し, また全国組織がより大きな権限を有するようになるなど, 集権化の傾向も強まった (Sachße/Tennstedt 1988: 152-172)。

一方で, 新しい社会福祉分野の増大は, 自治体の業務を増大させ, 大きな財政負担を強いた。1919-20年におこなわれた蔵相エルツベルガーによるライヒ税制改革の結果, 都市自治体が課税自主権を失い, さらに1920年代前半にハイパー・インフレーションが爆発的に進行すると, 自治体の社会福祉事業は財政的に危機的な状況に陥るようになった。さらに, あまりに福祉事業の対象や制度があまりに拡大し複雑化したことの弊害も大きくなった。ここでも名誉職官吏から専門職への移行が観察できるが, さらに国家に対して統一的な法制度や基準の設定を求める声が上がってきた。先述のドイツ協会も全国一律に適用される福祉法の制定を1920年の大会で決議している (Sachße 1986: 187-223; Hong 1998: 109-113)。

ドイツの社会国家はこうした要求に応じて出現してきた。それを推進したのは, 政治勢力としては主として中道左派の社会民主党とカトリック中央党であったが, 実際に制度形成に当たったのはライヒ労働省を中心とする専門官僚たちであった。1924年には全国青少年福祉法 Reichsjugendwohlfahrtsgesetz, 全国扶助義務令 Reichsordnung über die Fürsorgepflicht, 公的扶助支給全国指針 Reichsgrundsätze über Voraussetzung, Art und Maß der öffentlichen Fürsorge といった法規が相次いで制定された。さらに長年の懸案であった失業保険制度も1927年に導入され, 社会保険制度も著しく拡張された。こうして完成したヴァイマル期の社会福祉制度は社会国家の名で呼ばれるが, 実態は下からのさまざまな要

求に国が応える形で成立したのであり, 国家が主導して形成したわけではないことには注意が必要である。しかも, どの党派の要求も完全にはかなえられなかった。たとえば全国扶助義務令は, 大戦後に作られた新しい福祉事業の諸領域に関する法律を整理・統合したもので, 民間福祉団体が要求した統一的な社会福祉の基準作りという要求は入っていない。また, 社会民主党の中にはさらに進んで民間福祉全体の市営化を求める声があったが, そうした要求も顧みられなかった。給付のカテゴリーを3つに分けており, 戦争障害者と小年金生活者は優遇される一方で, 労働能力・意欲のない困窮者はこれも戦争障害者の団体からの圧力と, 公的な援助受給の資格を労働能力や労働意欲へと結びつける保守的な貧困観の残存を指摘できる (Sachße 1986: 222-223)。総じて, ヴァイマル期の社会国家は, 左右両派から攻撃を受け政治的に不安定だったヴァイマル共和国体制ならではの産物であり, 国家に正統性を付与しようとする試みの一つとして理解できるだろう。

こうした諸勢力の妥協の産物であった社会国家は, 結果的に社会福祉の領域をそれまでの市民参加主体のあり方から引き離し, 組織化・官僚化していく傾向が強いものであった。たとえば, 国家は自治体が運営する福祉事業の費用について一定の比率で資金援助することになっていた (交付金制度 Dotationssystem) が, これは自治体に膨大な行政事務を強いたほか, 社会福祉における自主裁量権を制限し, 国家の下請け機関化してしまうことになった (Sachße 1986: 305-310; Sachße/Tennstedt 1988: 175-179)。

民間福祉団体については, 全国青少年福祉法でその活動の自立性が保障され, 自治体と対等の関係で協力することとされた。さらに, 全国扶助義務令によって自治体の公的セクターの活動は民間福祉団体の活動がおこなわれていない場合のみに限定されたことにより, 民間福祉団体は国家の社会政策の中に確固たる位置を占めることになった。補完性原則は公民の役割分担という19世紀の時期とは別の意味を与えられたのである (Sachße 1986: 223-232)。さら

に、民間福祉団体は1924年の財政均衡法 *Finanzausgleichgesetz* により、その公益的な活動に対して国家からの補助金が支給されることになった。この支給は、各系列の全国団体を通じてなされることになり、その大元締めとしてドイツ民間福祉連盟 *Deutsche Liga der freien Wohlfahrtspflege* が結成された。こうして民間福祉団体は系列ごとに全国団体への組織化の傾向を一層強めるとともに、ここでも財政的に国家に依存する存在となったのである。こうして、民間福祉団体の諸系列は頂上団体 *Spitzenverbände* と呼ばれ、その下部の諸団体とともに国家やラント・自治体の各レベルにおいて公的な福祉政策のジュニアパートナーとして組み込まれていく。これをドイツ社会国家の「二重構造」と呼ぶ。(Sachße/Tennstedt 1988: 15)。

それまで福祉領域でボランティアな活動を展開していた市民たちが、社会国家形成への動きに対してとった態度はアンビヴァレントなものであった。社会福祉の充実はもとより彼らの利害と一致するところであったが、批判の対象となったのは、社会福祉が国家の管理下に組織化・官僚化されることによって生じる社会への影響であった。ドイツ協会は、そうした市民社会の側からする社会国家批判のフォーラムとなった。そこでの議論を見ると、社会国家化により福祉領域の活動が本来備えているべき人間同士のふれあいを失って、金品の授受だけの冷たい硬直化したものとなることの弊害が繰り返し指摘されている。こうした社会福祉の官僚化に対する批判に加えて、クライアントのモラルが低下し自助努力をしなくなること、そのためにかえって財政的負担が増大することへの懸念が見られる。さらに、それまで比較的ボランティアな要素を温存していた保守的な宗教系の民間福祉団体は、社会国家のみならず民間福祉団体の専門職化の傾向にさえも批判的であった。彼らは社会福祉の組織化・官僚化によって社会からキリスト教信仰に基づく道徳的コミュニティの性格が失われつつあることを攻撃した。受給者に自己と社会に対する宗教的な義務を思い起こさせることのないような福祉のばらまきは、受け手と施し手間のエトスを破壊してしまう。ボランティアな基

盤の上に立ったキリスト教的な慈善こそが、他者のニーズに無私に奉仕することを可能にする、というのである (Hong 1998: 205-227)。

このように、新しい社会国家の方向性は必ずしも支持されなかった。社会国家体制への批判は、社会国家を推進するヴァイマル体制への批判となり、さらにその体現する議会制民主主義をも批判の標的とすることで、ナチズムの受け皿にもなっていくのである。

1933年に政権を獲得したナチスは、こうした社会国家と市民社会の間の緊張関係を暴力的な手段によって解決した。市民層的なものに限らず中間団体は強制的に解散され、あるいはナチ団体へと強制的に同質化された。社会福祉の領域では各民間福祉団体の活動は1933年に設立されたナチ国民福祉団 *Volkswohlfahrt* へとまとめられた (Sachße/Tennstedt 1992: 110-150)。

ナチ時代のドイツ社会では新しいナチの理念にもとづく民族共同体 *Volksgemeinschaft* の創出が謳われた。これは上記の社会国家批判および議会制民主主義への批判に対応して、指導者原理とならんで国民の自発的な参加を前提にしていた。国民はナチ党の諸団体に所属し活動するように仕向けられ、次第にその動きは義務化されていったが、プロパガンダによりあたかも国民の自発的な総意であるかのような偽装が施された。ヒトラー・ユーゲントをはじめとするナチ青少年組織は、先に述べたような分裂状態にあったドイツ青年運動の諸グループを次第に合併・吸収していき、1936年には国家組織となった。また1935年に導入された学業を終えてから就職するまでの期間の男女に労働義務を課す国家労働奉仕団 *Reichsarbeitsdienst* も、義務化された参加の形態といえるだろう (Notz 2012: 45-46)。このようにナチ時代の社会は、共同体成員にとってもはや自発的参加ではなく強制的な動員をとともなうものとなったが、そこにはそもそも参加そのものを許されず、共同体外部に置かれた人々が存在した。そして自発的／強制的な動員は、最終的には共同体異分子の人間としての存在に対する物理的な攻撃にまでエスカレートしていったのである。ドイツの研究ではナチ

期の社会を市民社会とみなすものはほぼ皆無であるが、そこには明らかにある種の市民社会の要素を、その暴走する形態とともに見出すことができるだろう。

戦後の西ドイツ社会は、敗戦後の混乱と国家の分断の危機を乗り越えた1950年代後半から高度経済成長の時期に入る。戦後の西ドイツが一方でヴァイマルへの回帰を目指しつつ、ナチ支配の経験を踏まえて民主主義的な制度構築をおこなったことはよく知られている。それは同時にナチ的な大衆運動的要素を遠ざけることにもなった。すなわち、市民の公的な参加は主として政治的領域に限定され、それは主として政党や利益団体によって組織・代表される公的な回路すなわち代表制民主主義の枠内に集約される。有名な連邦議会における小党乱立防止のための「5%条項」（1953年制定）は少数政党の国政参加を不可能とし、国政レベルでの政治的発言の機会を大政党に限定することになった。

直接的な市民参加の形態としては物質的生活の安定とともに19世紀およびヴァイマル期の市民的価値観が再び力を持つに至った。それは旧来の市民層のように少数の集団に限定されず、階級格差が縮減されたことを受けて、以前よりも広い階層に受け入れられた。市民的な大衆社会が始まったのである。こうした社会においては、やはり19世紀に盛んであったフェアアインを軸とした協会活動が再び活発となった。たとえば音楽や観劇を目的としたサークルは、19世紀においては大都市を中心に富裕な市民層の活動として成立し、次第に普及していったものだが、戦後のこの時期になるとそうした動きはさらに広がって小都市に至るまで自前の劇場やオーケストラを設立し、それを支える市民のフェアアインが設立されるようになった（江藤／城多／辻 2013）。ここでは市民社会の基本的に19世紀的な発展との連続性と下への広がりを見出すことができるだろう。

自治体行政では、名誉職はほとんど専門職に置き換えられた。ただ、ノルトライン＝ヴェストファーレン州のように、イギリス占領軍の影響で市民自治の要素が自治体に再導入され、市長や市議会議員が

無給の政治的名誉職としての性格を与えられた地域もあった。しかし、ヘルバースのケルン市に関する研究が示すように、行政の複雑化と事務量の増大により、市民の代表としての名誉職はイニシアティブを発揮できなくなり、次第に政党の影響下に置かれていくことになった（Herbers 2005）。このほか司法の領域では19世紀に作られた参審員制度がある程度形を変えて続いたが、その果たした役割は限定的なものであった。「名誉職」という名称が、19世紀では公的な市民参加について用いられたのに対し、戦後は主として民間のフェアアインでの活動について使われるようになったことも、こうした公的領域における市民参加の衰退という事情を良く反映している。

社会福祉の領域では、ヴァイマル時代と同じような発展が見られた。敗戦直後の無政府状態や混乱のなかでは民間福祉団体のボランティアな活動が盛んに見られたが、その後事態の安定とともに終息し、ナチ期には活動を停止させられていた頂上団体が再建されて系列ごとに各団体を組織する制度が復活した。1950年代には各民間福祉団体は共同住宅や街路での集会 Sammlung を盛んにおこなってボランティアを募ったが、あまり人気はなく、常に困難がつきまとった（Lingelbach 2005）。民間福祉団体の活動そのものが市民の生活感覚から離れたものになっていたのであり、また積極的な参加を呼び込めるような社会関係資本をもたらしものではなくなっていたのである。

その一方で、西ドイツ社会国家は、ヴァイマル期の社会国家批判に見られたような官僚化・組織化に対する一定の対策として、国民のあいだに連帯を創出するための回路を社会国家の内部に組み込んでいた。ただしそれは市民参加という手段を用いないものであった。たとえば、年金制度における動的年金の導入（1957年）は、世代間を越えた連帯の装置であり、連邦諸州や自治体の間での負担均衡のための財政調整制度（1950年）は、地域間の連帯を目指すものであった。総じて西ドイツ社会国家は社会保険制度を主体とし、社会扶助の制度は従の役割である。そこでは市民参加による互助・共助の側面を必

要としない形で進められたのである。これに対して、東ドイツでは社会主義統一党の監督下に福祉事業に一定のボランティアな市民参加が可能であった (Boldorf 2005)。しかし、旧東独共産主義政権下での市民社会の発展というテーマは、これもあまり研究の進展していない分野であり、ここでこれ以上触れることはできない。

4. 新しい社会運動——新しい市民参加の形態

社会的市場経済と社会国家を基軸とする戦後西ドイツ社会は、19世紀以来の市民参加の形態には冷淡な社会であった。社会参加のあり方は組織化され、公式化されたものに限られていた。しかしこうした西ドイツの政治文化は、1960年代以降分権的で非公式な参加のあり方が出現したことで大きく変化した。それは1970年代以降更なる発展を遂げ、新しい社会運動 *Neue Sozialbewegung* と呼ばれるようになる。以下、ブランドの優れた整理にしたがって、この新しい市民参加形態の出現と発展を通観したい (Brand 2010)。

ブランドは新しい社会運動を以下のように定義している。新しい社会運動は、人々や組織のネットワークを一定期間、集団的なアイデンティティに基づいて動員しようとする行為システムである。それは抗議という手段を用いて社会に変革を起こしたり、あるいはそれを妨げたり、元に戻そうとする。手段には暴力も含まれる場合がある。

こうした運動が出現したのは、1960年代の「参加革命 *partizipatorische Revolution*」がきっかけであった。「富裕社会 *Wohlstandsgesellschaft*」と呼ばれた戦後の安定志向で保守的な社会に若者世代がいらだちを募らせ、対抗文化を創り出す一方で、社会的不平等、権威主義的な構造、人種主義、南北問題といった戦後社会のさまざまな問題を批判するようになった。1960年代の社会運動には3つの潮流がある。ひとつはそうした若者たちの反抗、対抗文化としての抵抗運動の潮流である。それが社会批判的な色彩を帯びようになり、政治化してふたつ目の軍縮のためのキャンペーンおよび議会外反対運動

(APO) という潮流に合流していく。ここでは西ドイツ連邦軍の核武装反対運動やイースター行進運動がおこなわれ、その中で当初の平和・軍縮の要求や軍国主義批判は、「権威主義的国家」である現体制批判へと発展し、第三の潮流である急進的な学生運動へとつながっていく。学生運動では社会民主党から1961年に離脱したドイツ社会主義学生同盟 *Sozialistischer Deutscher Studentenbund* が重要な役割を果たした。彼らは全国の大学を舞台にマルクス主義やフランクフルト学派に代表される新左翼の批判理論を用いて西側戦後社会に対する根本的かつラジカル民主主義的な批判を繰り返した。1968年にその活動はピークに達したが、同年の緊急事態法案反対キャンペーンの失敗と、ワルシャワ条約機構軍によるチェコスロヴァキアの民主化運動「プラハの春」の弾圧を受けて、運動は急速に衰退した。

こうして六八年運動は終息したが、その影響は長期的にドイツの社会だけでなく政治文化と政治的参加の形式を大きく変えた。議会外反対運動やイースター行進から、既存の政治勢力から独立した草の根民主主義的な運動や組織のあり方が発生する。それは政治的参加への積極的姿勢、自己の利害を自力で代表しようとする態度を特徴とするものであった。

1970年代に入ると、六八年運動の参加者たちが中心となって、新しい社会運動が始まる。人的連続性ばかりでなく、自律的で分権的なネットワーク構造を持った運動の形態や、またデモ、抗議集会の開催、教室占拠、ティーチ・イン、シット・イン、ハプニング行動形態も共通していた。その背景にあったのは、ブランド政権の改革路線の挫折、1973年の石油ショックとそれに続く景気後退、環境破壊と資源の枯渇についての意識の高まりであった。進歩や成長、科学技術への信頼が失われ、簡単で質素な暮らしへのあこがれが強まった。

運動のきっかけになったのは環境問題とくに原子力施設建設をめぐる対立の激化である。工業化社会への批判と、そこでの生活そのものへの懐疑、より公平なジェンダー関係や生活のゆとりへの要求が、オルターナティブな社会という「環境ユートピア的 *ökotopisch*」な考え方に結晶し、短期間であったが

多くの人を引きつけた。現状の社会に対する数多くの対抗プラン Gegenentwürfe やプロジェクトが生まれた。都市を離れ農村部で手仕事をしながら共同生活をおこなったり、自然食品の共同購入やリサイクルショップ、演劇など文化活動をおこなうもの、女性や青少年による自己教育グループなど、1980年代初めには西ドイツに12000から14000のプロジェクトがあり、約10万人が参加していたという。これらは基本的に小規模なグループごとの分権的な構造を持ち、相互の連携は比較的乏しかった。大規模な組織は局地的な特定のテーマについて、たとえば具体的な原子力施設への反対などの場合にアドホックに形成されるのみで、政党や労組など既存団体の影響もあまり受けなかった。例外としては1983年にNATOの中距離核ミサイル配備をめぐる頂点に達した平和運動や、さまざまな運動勢力から1984年に結成された「緑の党」が挙げられる。ただし、限定された領域であれ彼らの時として激しい抗議活動や主張内容は、社会の大きな注目を集めた。

1980年代の半ばには、こうした新しい社会運動の自立的な活動は終息に向かい、多くの組織は相互にネットワークを形成し、また公的な機関と連携し、それによって安定した地位を得るようになった。こうした「運動セクターの制度化」は、しかし必ずしもその動員力を弱めることにはならず、政治的な抗議行動の規模や回数にも減少は見られない。左派の過激な運動グループが原子力施設建設をめぐる激しい抗議運動を展開する一方で、より穏健な、極右の外国人への暴力に反対する市民のキャンドルデモ(1992年)も展開された。総じて政治的な抗議の行動形式は日常化されていったのであり、さらに他の集団、とくに青少年がこうした運動形態に興味を示すようになった。青少年にとっては固定された組織と構造を持つ旧来型の市民参加よりも、フレキシブルで特定のテーマにのみ関係する、期限が限定された活動の方が魅力的と考えられたのである。これをもってドイツには「社会運動社会 Bewegungsgesellschaft」が成立を見たのである。

このように、1960から70年代の「参加革命」は、1990年代以降の参加型の市民社会を作ろうとする動

きの基礎を作る役割を果たした。すなわち、既存の政治・社会構造を変革して、より参加の可能性を増やすことで新しい課題を解決していこうとする試み、すなわち参加政策が重要になってきたのである。

5. 政治と社会の間の市民参加

以上のような歴史的発展の観察に基づいて、現在おこなわれているドイツの「参加政策」の文脈は、第3節で見たようなヴァイマルから戦後西ドイツにかけて構築されてきた組織化・専門職化された社会国家を改造して、そこに市民参加によって第4節で概観したような非定型で自発的な新しい社会運動のもつ現状批判的・改革主義的なエネルギーを取り込もうとする試みであると言えるだろう。専門職依存からの脱退が掲げられているといっても、それが第2節で見たような19世紀型の階級社会に根ざした市民参加への回帰ではないことは言うまでもない。

こうした「参加政策」は成功しつつあるのだろうか。ドイツの市民参加については1999年以来5年おきに大がかりな「ボランティア調査 Freiwilligensurvey」がおこなわれてきた。これは連邦家族省の委託により民間調査会社のTNSインフラテストがおこなっているもので、毎回無作為抽出された14歳以上の男女15000人(2009年は17000人)に対しインタビュー形式でおこなわれている(Gensicke 2011)。最新のデータは2009年のものであり、これによりドイツ市民社会の最近10年ほどの動向を見ることができ(Bundesministerium für Familie 2010; Notz 2010: 63-65)。

それによれば、ボランティア活動に参加していると答える人の割合はこの10年間でほとんど増加していない。1999年には34%だったものが2004年には36%になり、2009年も同じ値である。反対に公的な活動をいっさいおこなっていないという回答は1999年の34%から29%に減少している。この10年というものドイツ社会では活動的な人間は増えているのだが、それは必ずしも市民参加に結びついていないのである。

ボランティア活動の内訳を見ると、順位の変動はほとんど見られず、スポーツ・音楽・文化などの余暇活動が最も多く、これに宗教・教会を加えると全体の4分の1以上を占めている。それに対して社会福祉というカテゴリーは、学校・幼稚園を加えても若干の増加に止まり2009年で約12%程度である。

性別で見ると男性（2009年で40%）の方が女性（同32%）よりも多くボランティア活動をおこなっており、このことは10年前と比べて変化していない。世代別では参加率が10年間でむしろ下がった集団もあり、とくに10代後半と50代後半が目立つ。その代わり60歳以上の高齢者の参加ははっきりと増加している（Bundesministerium für Familie 2010: 148-175）。すなわち、ドイツの市民参加のなかには濃淡があり、また全面的に発展しつつあるとは言えない状況である。

なぜ、ドイツの参加政策はめざましい成果を収めるに至っていないのであろうか。これについては現にさまざまな議論が繰り広げられている最中である。ここでは、第1節で指摘したような市民社会をめぐる概念の混乱にもう一度立ち返って、その関連の上で参加政策の問題点について考えてみたい。

第一に、国家政治の領域では、参加政策の重点はあくまで市民参加の条件整備にある。したがって連邦レベルでの活動は法規の整備や税制上の優遇措置の拡大といった立法面の活動がまず中心であり、続いて家族省を頂点とする関係省庁や団体代表者間の連携や、市民参加連邦ネットワーク Bundesnetzwerk Bürgerschaftliches Engagement (BBE) を通じて国家・自治体、市民団体、そして経済界の代表のネットワーク化が推進され、さらにこれらの枠内で主として家族省が主体となっていくもの事業がおこなわれるという形を取っている。集権的な動員ではなく、国家の役割を「活性化」に限定するところに、歴史的に見てこれまでにない参加政策の新しさがあるといえるが、その一方で関係する部局があまりに多く、多様な狙いを持つ活動が同時におこなわれているため、全体の構図を見通すことが困難になるという結果を生んでいる。ボランティア活動の拡大に関する事業だけでも、家族省の

プログラム「ボランティアは能力を作る Freiwilligen machen kompetent」(2007年から)、同じくモデルプログラム「世代横断型ボランティア・サービス Generationsübergreifende Freiwilligendienste」(2005年から)、主として海外の途上国援助を対象にした経済協力開発省の「世界に向かって weltwärts」(2008年から)、外務省の「文化の広がり Kulturweit」が平行しておこなわれている (Klein/Olk/Hartnuß 2010: 43-44)。このような状態では、全体の調和やコンセンサスが取れず、大きな変化のうねりをもたらすことができないままりソースを使い尽くす恐れがあるのではないだろうか。事実2013年の総選挙では、参加政策は目立った争点にはならなかったのである。

第二に、参加政策の実践面を見ると、その一つの中心となっているのが自治体である。自治体の行政や事柄の決定のさまざまな領域に市民を直接民主主義的に参加させる方式は市民コミュニケーション Bürgerkommune と呼ばれている (Bogumil/Holtkamp 2011)。日本でも紹介されているプランクス・ツェレ Planungszelle も、そうした直接民主主義的方法による住民組織の活性化と活用方式である (篠藤 2006)。こうした行政と市民のパートナーシップは、都市内の問題地域の再生プロジェクトである「社会都市 Soziale Stadt」においても採用されている。これは1999年に旧東独地域を対象に開始された問題地区の再建・活性化プロジェクトで、連邦・州・自治体がそれぞれ出資し、2012年までに全国376自治体の607地区で実施、その間の補助金総額40億ユーロという大規模なものである (Bundesministerium für Umwelt 2014; 室田 2010: 42-49)。

こうした現場での市民参加拡大の試みでは、市民社会は民主主義的諸価値に引きつけて理解され、現行のドイツの政治秩序に包摂されない集団は参加政策の対象から排除されている。とくに暴力的な活動をおこなうと考えられる極右および極左のグループについてこのことは当てはまる。こうした現場での動きは、市民社会概念を著しく狭く理解してしまう危険につながる。たとえば市民社会と極右・極左勢

力との関係はどうなっているのか、このことを正面から取り上げる議論はほとんどない。歴史研究においてもナチ期や東独時代の社会を市民社会として分析する研究の少なさは、こうした視点の不足を感じさせる。また、何度もその決意が表明されているにも関わらず、ドイツ社会の大きなマージナルグループである移民を市民参加に取り込むことができていない点も問題である。

第三に、市民社会の活性化が経済政策としておこなわれる可能性にも注意しなければならない。先にも指摘したとおり、この10年間はドイツにおいて新自由主義的な社会国家の再編や新しい労働市場政策が導入された時期に当たる。雇用が流動化され、社会保障は切り詰められた。こうした状況下で、安上がりな労働力としてボランティアを用いる動きが見られる。たとえば、2011年には徴兵制の廃止に伴い、それまで良心的徴兵拒否者に限定されていた民間義務制度 *Zivildienst* が、連邦ボランティア制度 *Bundesfreiwilligendienst* (= BFD) として拡大された。参加者は学業を終えたすべての年齢層の男女で、6から18ヶ月間の間、週20時間の労働をおこなう。受入先は企業や民間福祉団体で、そのため手当として毎月336ユーロが支払われるという有償ボランティアの制度である。初年度35000人という目標は達成され、2012年からはハルツ改革で導入された第2種失業手当の受給者も、このプログラムに参加できるようになった。そのため、この制度は実質的に失業者を非正規に雇用しているのであり、労働市場に格差を作り出していると指摘する声もある (Notz 2012: 93-99)。

このように、ドイツの参加政策は個別に大きな論点をはらみつつ進行している。しかし、われわれがドイツの事例から学び取るべき点は、こうした議論の細部ばかりではない。むしろ論争をより広い文脈から捉えなおすが必要になるだろう。なぜ現代のドイツ社会ではこの時期にこうした議論がおこなわれるようになったのか。どのような勢力がどのようにそこに関わったのか。その結果ドイツ社会はどのように変化したのか。こうした問題点はまだ手つかずである。議論が終結していない現在の時点で

は、こうした分析が可能になるまでにはまだ若干の時間が必要であろう。そしてそのためには、本稿での議論以上に精緻な、過去の19世紀から現代に至るまでの発展を含めたドイツ市民社会論の歴史化が、今後は必要になるであろう。

参考文献

- Frank Adloff, 2005, *Zivilgesellschaft. Theorie und politische Praxis*. Frankfurt/ Main: Campus Verlag.
- Jörg Bogumil/Lars Holtkamp, Bürgerkommune. in: Thomas Olk/Birger Hartnuß (Hrsg.), *Handbuch Bürgerschaftliches Engagement*. Weinheim/Basel: Beltz Juventa, 41-51.
- Marcel Boldorf, 2005, Zwischen Nothilfe und Professionalisierung. Ehrenamtliche soziale Arbeit in beiden Teilen Deutschlands nach 1945. in: *Westfälische Forschungen*. 55/2005, 317-336.
- Karl-Werner Brand, 2010, Die Neuerfindung des Bürgers. Soziale Bewegungen und bürgerschaftliches Engagement in der Bundesrepublik. in: Thomas Olk/Ansgar Klein/ Birger Hartnuß (Hrsg.), *Engagementpolitik. Die Entwicklung der Zivilgesellschaft als politische Aufgabe*. Wiesbaden: Verlag für Sozialwissenschaften, 123-152.
- Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend, 2010, *Hauptbericht des Freiwilligensurveys 2009. Zivilgesellschaft, soziales Kapital und freiwilliges Engagement in Deutschland 1999-2004-2009*. München: TNS Infratest Sozialforschung.
- Bundesministerium für Umwelt, Naturschutz, Bau und Reaktorsicherheit, Programm Soziale Stadt-Investitionen im Quartier.
http://www.staedtebaufoerderung.info/cln_032/nn_512334/StBauF/DE/SozialeStadt/Programm/programm__node.html?__nnn=true
(2014年2月19日取得)
- Otto Dann (Hrsg.), 1984, *Vereinswesen und bürgerliche Gesellschaft in Deutschland*. München: R. Oldenbourg Verlag.
- Enquete-Kommission „Zukunft des Bürgerschaftlichen Engagements“, 2002, *Bürgerschaftliches Engagement: auf dem Weg in eine zukunftsfähige Bürgergesellschaft*. Drucksache des Deutschen Bundestags 14/8900.
- Thomas Gensicke, 2011, Freiwilligensurvey. in: Thomas Olk/Birger Hartnuß (Hrsg.), *Handbuch Bürgerschaftliches Engagement*. Weinheim/Basel: Beltz Juventa, 691-704.
- Rudolf Heinze, 1905, Art. „Dresden“. in: *Verfassung und Verwaltungsorganisation der Städte*. Bd. 4-1 „Königreich Sachsen“ (=Schriften des Vereins für Socialpolitik; Bd.

- 120-1), Leipzig: Duncker & Humboldt.
- Winfried Herbers, 2005, Selbstverwaltung zwischen Ehrenamt und Beruf –Der Umgang der Kölner CDU mit der neuen Ordnung der Gemeinden nach 1946. in: *Westfälische Studien*. 55/2005, 65-97.
- Young-Sun Hong, 1998, *Welfare, Modernity, and the Weimar State, 1919-1933*. Princeton: Princeton UP.
- Ansgar Klein/Thomas Olk/Birger Hartnuß, 2010, Engagementpolitik als Politikfeld: Entwicklungserfordernisse und Perspektiven. in: Thomas Olk/ Ansgar Klein/ Birger Hartnuß (Hrsg.), *Engagementpolitik. Die Entwicklung der Zivilgesellschaft als politische Aufgabe*. Wiesbaden: Verlag für Sozialwissenschaften, 24-59.
- Jürgen Kocka, 1987, *Bürger und Bürgerlichkeit im 19. Jahrhundert*. Göttingen: Vandenhoeck & Ruprecht.
- Jürgen Kocka, 2008, Bürger und Bürgerlichkeit im Wandel. in: *Aus Politik und Zeitgeschichte*. 9-10/2008, 3-9.
- Gabriele Lingelbach, 2005, Die Geschichte des Ehrenamtes im bundesrepublikanischen Sammelwesen: Über die Grenzen staatlich durchgesetzter Freiwilligenarbeit. in: *Westfälische Forschungen*. 55/2005, 337-359.
- Gisela Notz, 2012, „Freiwilligendienst“ für alle. Von der ehrenamtlichen Tätigkeit zur Prekarisierung der „freiwilligen“ Arbeit. Neu-Ulm: SPAK.
- Thomas Olk/Ansgar Klein, 2009, Engagementpolitik—ein neues Politikfeld und seine Probleme. in: Ingo Bode/ Adalbert Evers/ Ansgar Klein (Hrsg.), *Bürgergesellschaft als Projekt*. Wiesbaden: Verlag für Sozialwissenschaften, 23-54.
- Karl Heinrich Pohl, 1995, Kommunen, kommunale Wahlen und kommunale Wahlrechtspolitik. in: Simone Lässig/ Karl Heinrich Pohl/James Retallack (Hrsg.), *Modernisierung und Region im wilhelminischen Deutschland*. Bielefeld: Verlag für Regionalgeschichte, 89-126.
- Jürgen Reulecke, 1985, *Geschichte der Urbanisierung in Deutschland*. Frankfurt am Main: Suhrkamp.
- Christoph Sachße, 1986, *Mütterlichkeit als Beruf*. Suhrkamp: Frankfurt am Main.
- Christoph Sachße/Florian Tennstedt, 1988, *Geschichte der Armenfürsorge in Deutschland*. Bd. 2: Fürsorge und Wohlfahrtspflege 1871 bis 1929, Stuttgart: Kohlhammer.
- Christoph Sachße/Florian Tennstedt, 1992, *Geschichte der Armenfürsorge in Deutschland*. Bd. 3: Der Wohlfahrtsstaat im Nationalsozialismus, Stuttgart: Kohlhammer.
- Iris Schröder, 2001, *Arbeiten für eine bessere Welt*. Frankfurt am Main/New York: Campus.
- Klaus Schubert/Cornelia Fraune, 2012, Grenzen der Zivilgesellschaft – oder: der Versuch einen Pudding an die Wand zu nageln. in: *dieselben* (Hrsg.), *Grenzen der Zivilgesellschaft. Empirische Befunde und analytische Perspektiven*. Münster: Waxmann, 9-22.
- Heinrich Silbergleit, 1908, *Preussens Städte. Denkschrift zum 100jährigen Jubiläum der Städteordnung vom 19. November 1808*. Berlin: Heymann.
- Karl vom Stein, 1937, *Briefwechsel, Denkschriften und Aufzeichnungen*. hrsg. von Walther Hubatsch, Bd. 3, Stuttgart: Heymann.
- Wissenschaftszentrum Berlin für Sozialforschung (Hrsg.), 2009, *Bericht zur Lage und zu den Perspektiven des bürgerschaftlichen Engagements in Deutschland*. Berlin.
- 江藤光紀/城多努/辻英史, 2013年, 「ドイツ劇場運営(2)——北ドイツの二つの劇場をめぐる」, 『論叢 現代語・現代文化』(筑波大学), 第10号, 37-65頁。
- 北村陽子, 2008年, 「社会のなかの『戦争障害者』」, 川越修/辻英史編著『社会国家を生きる』, 法政大学出版局, 139-170頁。
- 篠藤明德, 2006年, 『まちづくりと新しい市民参加——ドイツのプラヌンクスツェレの手法』, 自治体議会政策学会叢書, イマジン社。
- 田村栄子, 1996年, 『若き教養市民層とナチズム——ドイツ青年・学生運動の思想の社会史』, 名古屋大学出版会。
- 辻英史, 2012年, 「近代都市の生活環境と改革運動——19～20世紀のドイツ都市社会」, 小島聡/西城戸誠共編著『フィールドから考える地域環境』, ミネルヴァ書房, 101-122頁。
- 坪郷實, 2007年, 『ドイツの市民自治体——市民社会を強くする方法』, 生活社。
- 室田昌子, 2010年, 『ドイツの地域再生戦略——コミュニケーション・マネジメント』, 学芸出版社。